

けて」等)をされた場合は、投稿者の身の安全を確保するために、警察に通報することがあります。悩みを抱えている方は、こころの健康統一ダイヤル(0570-064-556)又は支援情報検索サイト(<http://shienjoho.go.jp/>)にて検索をお願いいたします。

その他、自殺誘発の危険性があるコメントは予告なく削除させていただくことがありますので、御了承ください。

- 4 埼玉県は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべての埼玉県こころの支援ソーシャルメディア利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 埼玉県は、利用者がコメント等の掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- 6 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあつた場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。
- 7 上記の他、埼玉県は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- 8 埼玉県こころの支援ソーシャルメディア上の内容、もしくは当利用規約の変更や運用方法の見直し又は運用を中止について予告なく変更する場合があります。
- 9 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。
- 10 ソーシャルメディアの機能・仕様については、埼玉県では一切お答えできかねます。直接、各サービスの提供会社にお問い合わせください。

(ソーシャルメディアにおける禁止事項)

第6条 原則としてソーシャルメディア利用者からの投稿を削除することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことを御了承ください。

- 1 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 2 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 3 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権

利の侵害

- 4 当サイトと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 5 なりすまし、虚偽の内容の投稿
- 6 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 7 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 8 その他、当ページにおいて不適切であると埼玉県が判断する内容

(知的財産権)

第7条 埼玉県こころの支援ソーシャルメディアに掲載された個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、埼玉県に帰属するものとします。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

(お問い合わせ)

第8条 当ソーシャルメディア利用規約については、次の担当までお問い合わせください。

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当
電話 048-830-3565

附則

この規約は、平成29年12月7日から施行する。

附則

この規約は、平成30年8月15日から施行する。